

地震に備えて

地震災害では、道路に多大な被害が生じる恐れがあるため、復旧に時間を要し、緊急時における救援物資の輸送ルート確保の遅れや輸送時間の増加を招き、支援復旧活動に影響を及ぼす可能性があります。

このような教訓を踏まえ、大地震などの緊急時に備え、救助や医療・消防活動、ライフラインの応急復旧や救急物資の輸送等を円滑に行うため、優先的にガレキなど道路の障害物を除去し（道路啓開）、いち早く緊急時の道路の通行を確保します。

また、地震などの大災害を想定した、道路障害物除去訓練を行い、常に災害に備えています。

緊急輸送道路

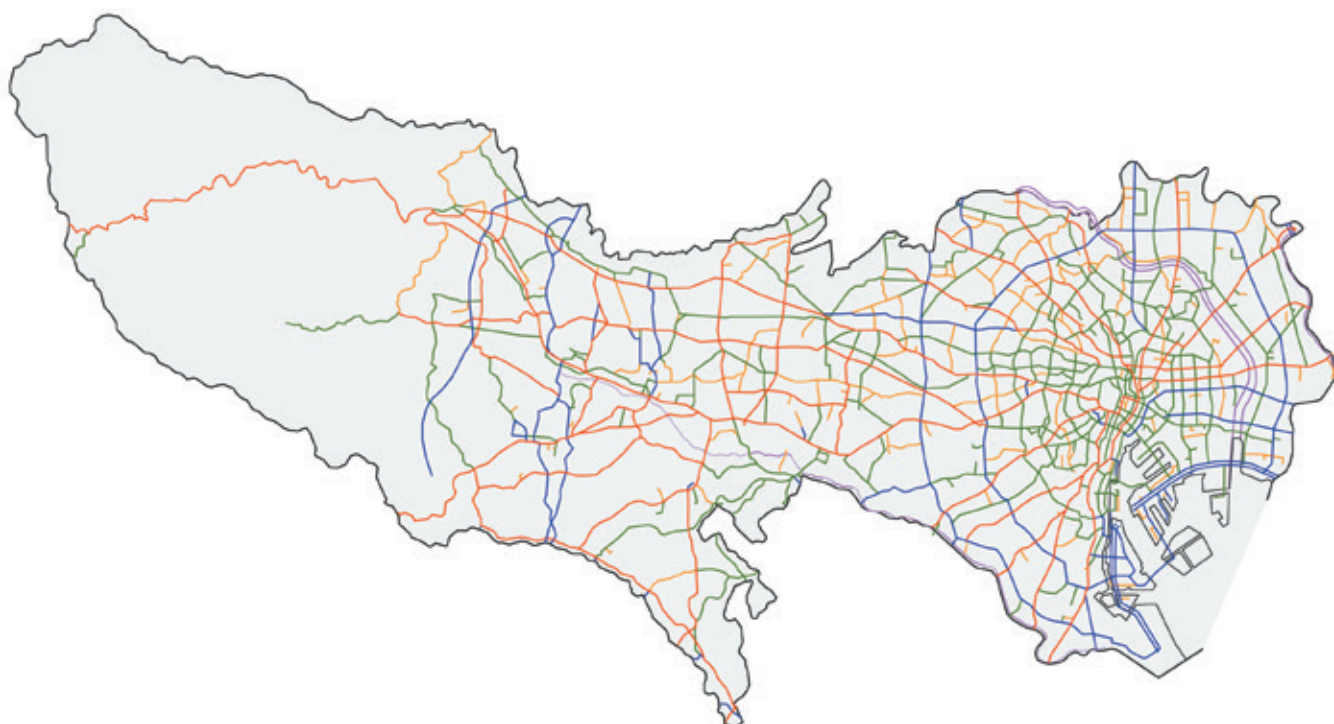
緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路をいい、第一次～第三次まで設定されています。

大地震などの災害時には、緊急輸送道路の障害物を優先的に除去し、いち早く緊急時の道路の通行を確保します。

第一次:応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線

第二次:一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線

第三次:その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

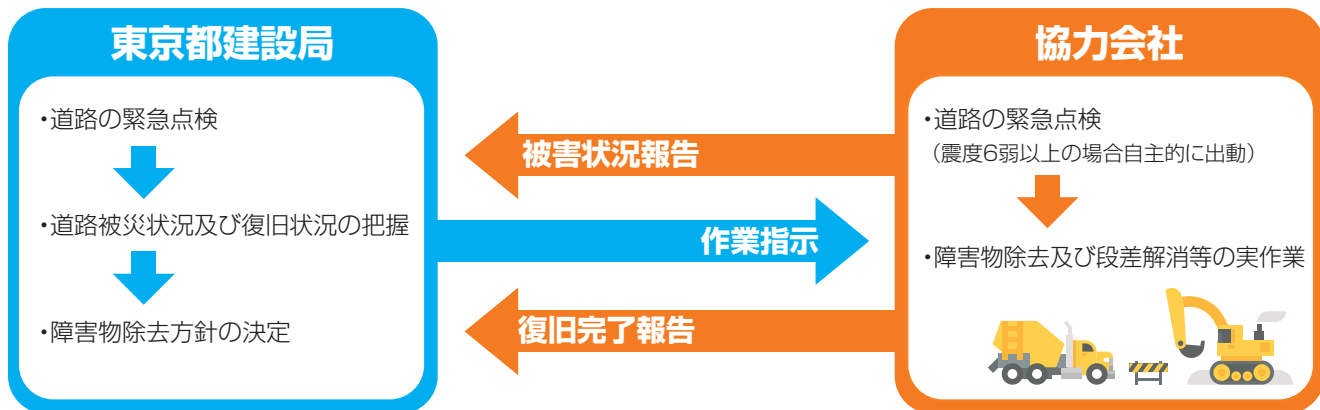


[凡 例]

線 種	道 路 種 別	
緊急交通路	第一次緊急輸送道路	
その他路線		
	第二次緊急輸送道路	
	第三次緊急輸送道路	
	緊急用河川敷道路	

道路障害物の除去

阪神・淡路大震災を契機に、建設業団体等と資機材や労力の提供等に関する具体的な項目を定めた協定を結び、約500社の地元協力業者により、早期に都道の障害物除去作業を行う体制を整えています。



地元協力会社が担う障害物除去作業分担図や保有する建設機械・資機材等を明記した緊急道路障害物除去作業計画書に基づき作業を実施します。

総合防災訓練

東京消防庁や警視庁と連携して総合防災訓練を実施し、障害物除去作業を協力会社と合同で行うことで、習熟度を高め、災害対応力の向上を図っています。



無電柱化事業

東京都では、電線を地中に埋めて道路から電柱を撤去する無電柱化を進めています。

無電柱化の目的

「都市防災機能の強化」

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。



「安全で快適な歩行空間の確保」

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保します。



「良好な都市景観の創出」

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図ります。



東京都における無電柱化の現状

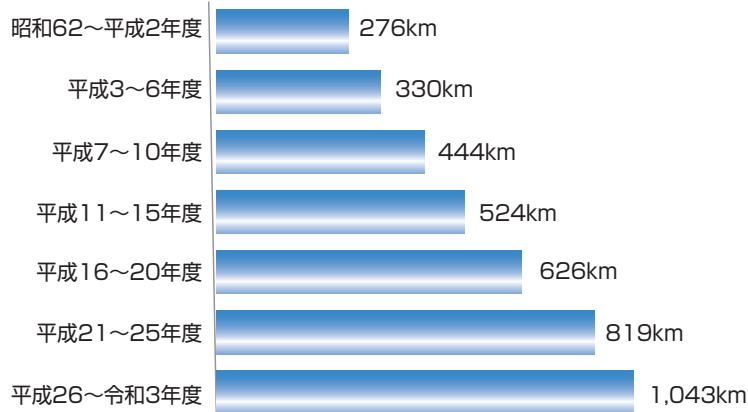
都道の地中化率

(令和3年度末時点)

区	分	地 中 化 率
全	体	約45%
区	部	約64%
多 摩 地 域		約22%

※地中化率:整備対象延長に対する、電線共同溝本体が整備された延長の比率をいう。

都道における整備済延長の推移



1

2

3

4

5

6

61

整備事例

区 部



施工前



施工後

環七通り(足立区加平)

多摩地域



施工前



施工後

野猿街道(八王子市子安)

整備の方針

【歩道幅員2.5m以上かつ計画幅員で完成している都道】

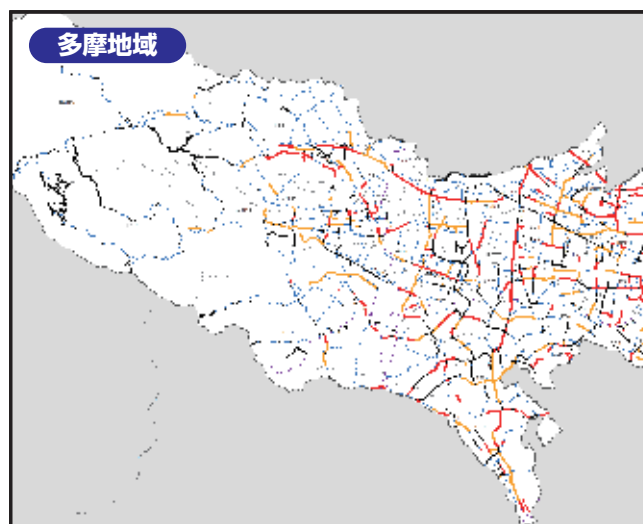
環状七号線の内側、第一次緊急輸送道路、利用人員が多い主要駅80駅周辺等

【新設・拡幅整備を行う都道】

道路の新設や拡幅を行う際に同時に無電柱化

【区市町村道の促進】

センター・コア・エリア内、主要駅周辺、主要観光地周辺及び防災に寄与する路線



※センター・コア・エリア:おおむね首都高速中央環状線の内側エリア

無電柱化事業

都市防災機能の強化に向けた取組

都道

都市防災機能の強化に向けて重点的に整備するエリアを、概ね整備が完了したセンター・コア・エリアの内側から環状七号線の内側に拡大し、整備を進めていきます。また、災害時の避難や救急活動、物資輸送を担い、行政機関の本庁舎や災害拠点病院、重要港湾、空港などを連絡する第一次緊急輸送道路を重点的に整備します。

【新たな政策目標】

第一次緊急輸送道路:令和6年度末50%完了
うち環状七号線:令和6年度末100%完了



環状七号線の整備状況(令和4年1月末時点)

区市町村道

センター・コア・エリア内や主要駅及び主要観光地周辺等に加え、「防災に寄与する路線」を対象として、財政支援と技術支援を行っています。

【防災に寄与する路線】

- ・緊急輸送道路 ・木造住宅密集地域内の道路 ・避難場所と緊急輸送道路を結ぶ道路
- ・都道の無電柱化との連携箇所 ・消防署や災害拠点病院の前面などの道路

島しょ地域における無電柱化の整備方針

防災性向上を早期に実現する観点から、「緊急整備区間」「優先整備区間」「一般整備区間」の3つに分類し、計画的に整備を進めていきます。

- 1. 緊急整備区間** 被災履歴や立地特性から被災リスクが高い区間(強風の常襲地域など)や、令和元年台風第15号による被災箇所など、被災リスクを大幅に低減させる上で効果が大きい区間
- 2. 優先整備区間** 発電所や通信拠点と人口集中地域をつなぐ区間など、島内において広範囲の停電・通信障害を防ぐ上で効果が大きい区間
- 3. 一般整備区間** 上記の1、2以外の区間

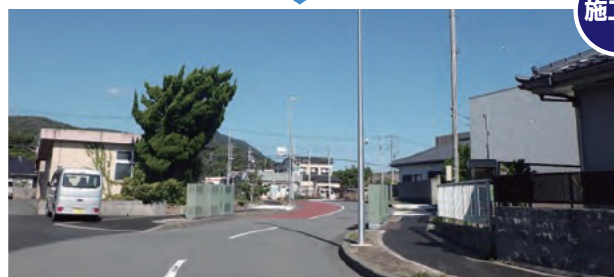


区分	整備区間と目標
	緊急整備区間 2025(令和7)年度までに完了
	優先整備区間 2030(令和12)年度までに完了
	一般整備区間 2030年代の完了を目指す
	拡幅整備等の実施(予定)区間 拡幅整備等に併せて順次無電柱化を行い、2030年代までの完了を目指す

島しょ地域における整備の進め方のイメージと整備目標



施工前



施工後

大島町差木地区

区市町村への支援強化

都では、区市町村道と連携した面的な無電柱化を促進するため、2008(平成20)年から区市町村が実施する無電柱化事業に対する財政的支援および技術支援を行っています。



施工前



施工後

巣鴨地藏通り(豊島区)

電線共同溝整備事業の流れ

東京都は、電線共同溝(C.C.Box)の整備により無電柱化を進めています。

電線共同溝の整備に当たっては、様々な法手続きや専門性の高い技術を必要とするため、標準的な施工単位(施工延長約400m)の整備に約7年の期間を要します。

設計・手続き【現況】

電線共同溝イメージ図

舗装復旧工事【完成】

電線共同溝の支障となる
ガス・水道などの移設工事

電線・電柱の撤去

電線共同溝本体工事

ケーブルの入線と
引込管工事